

令和5年1月23日

河合町議会議長 谷本 昌弘 殿

提出者	河合町議会議員	常 盤 繁 範
賛成者	河合町議会議員	佐 藤 利 治
賛成者	河合町議会議員	中 山 義 英
賛成者	河合町議会議員	坂 本 博 道
賛成者	河合町議会議員	大 西 孝 幸
賛成者	河合町議会議員	馬 場 千恵子
賛成者	河合町議会議員	長谷川 伸 一
賛成者	河合町議会議員	杵 本 光 清
賛成者	河合町議会議員	梅 野 美智代
賛成者	河合町議会議員	岡 田 康 則

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

河合町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成２０年９月河合町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（議員報酬の額）

第２条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。

職名	議員報酬月額
議長	360,000
副議長	300,000
議員	280,000

附則に次の１項を加える。

（期末手当の特例）

- ５ 期末手当については、当分の間、第４条第２項中「それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額」とあるのは「第２条の表議員の項の議員報酬月額」とする。

附 則

この条例は、令和５年２月１日から施行する。

令和５年１月２３日

奈良県北葛城郡河合町議会